

経営事項審査の審査項目及び基準の改正について(案)(概要)

【背景】公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の一部改正法が平成26年6月4日に公布・施行

品確法第13条

(中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者も含む。)について、

・若年の技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況

・建設機械の保有の状況

・災害時における工事の実施体制の確保の状況

等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

経営事項審査における現在の評価状況

雇用する技術職員(※)の資格の種類や人数に応じて技術力(Z点)で評価しているが、若年であるかどうかは問わない。

ショベル系掘削機、トラクター、ショベル、ブルドーザーの3機種種の保有状況をその他の審査項目(W点)にて評価。

その他の審査項目(W点)において国・地方公共団体等との防災協定の締結状況を評価。

経営事項審査における今回の見直し事項

若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価。

評価対象とする建設機械の範囲を拡大。

現在の評価を継続。

(※)技術職員:「技術力(Z点)」での評価対象となる主任技術者や監理技術者の資格要件充足者及び登録基幹技能者の総称。

若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価

評価対象とする建設業者

- 若手の技術職員の育成・確保に継続的に取り組んできた建設業者
- 審査対象年度において若手の技術職員を育成し、確保した建設業者

具体的評価方法

経営事項審査の「その他(社会性等)の審査項目」(W)において

継続的な取組を評価

技術職員名簿に記載されている35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合

審査対象年度における取組を評価

新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合

<評価対象を35歳未満とする理由>

- ・年齢別人数構成を鑑み、35歳未満の技術職員が相対的に少ない(下表)
- ・学歴、資格を問わず、入職から10年経過すれば技術職員となることが可能である

	～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～
技術職員に関する実態調査(※)結果	5.59%	8.15%	15.28%	18.04%	12.21%	27.63%		13.09%

(※) 任意の大臣許可業者104社について、経営事項審査申請書類に基づき技術職員の年齢分布を調査。(技術職員計5653名) 2

評価対象となる建設機械の範囲拡大

＜現行＞建設機械の保有状況を経営事項審査の「その他(社会性等)の審査項目」(W)にて評価

加点対象機種

ショベル系掘削機

トラクターショベル

ブルドーザー



加点の条件

自ら所有しているか、審査基準日から1年7ヶ月以上のリース契約が締結されている機械1台保有につきWに1点の加点。最大15台(15点)まで評価。

対象機種拡大

＜新たな対象機種選出の考え方＞

建設業者が保有・リースしている機械のうち、

- ①災害時の復旧対応に使用されるもの
- ②定期検査により保有・稼働確認ができるもの

今回新たに評価対象とする機械(1台につき1点)

移動式クレーン

(つり上げ荷重3トン以上)

災害時の役割：土嚢の積上げ
障害物の撤去

定期検査：製造時検査、性能検査



大型ダンプ車

(車両総重量8t以上または最大積載量5t以上で
事業の種類として建設業を届け出、表示番号
の指定を受けているもの)

災害時の役割：土砂の運搬

定期検査：自動車検査



モーターグレーダー

(自重が5トン以上)

災害時の役割：除雪、整地

定期検査：特定自主検査

